

児施設（指定施設基準第2条第3号に規定する指定第二種自閉症児施設をいう。以下同じ。）において、指定施設支援を行った場合に、入所定員にふじ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 指定施設基準に定める員数に加え、児童指導員又は保育士を1名以上配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法1」という。）第50条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、当該指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 指定知的障害児施設の場合
- (1) 入所定員が10人以下の場合 172単位
 - (イ) 当該施設に併設する施設があるとき 57単位
 - (ニ) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
 - (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合

- 5 -

(ハ) 当該施設に併設する施設があるとき 86単位

(ニ) 当該施設が単独施設であるとき 57単位

(3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 57単位

ロ 指定第二種自閉症児施設で入所定員が30人以下の場合 57単位

3 指定施設基準に定める員数の従事者に加え、職業指導員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ、指定知的障害児施設の場合
- (1) 入所定員が10人以下の場合 148単位
 - (ハ) 当該施設に併設する施設があるとき 49単位
 - (ニ) 当該施設が単独施設であるとき 73単位
 - (2) 入所定員が11人以上20人以下の場合 49単位
 - (ハ) 当該施設に併設する施設があるとき 49単位
 - (ニ) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
 - (3) 入所定員が21人以上30人以下の場合 49単位
 - (4) 入所定員が31人以上40人以下の場合 39単位

- (5) 入所定員が41人以上50人以下の場合 29単位
- (6) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位
- (7) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- (8) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位
- (9) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位
- (10) 入所定員が91人以上100人以下の場合 14単位
- (11) 入所定員が101人以上110人以下の場合 13単位
- (12) 入所定員が111人以上120人以下の場合 12単位
- (13) 入所定員が121人以上130人以下の場合 11単位
- (14) 入所定員が131人以上140人以下の場合 10単位
- (15) 入所定員が141人以上150人以下の場合 9単位
- (16) 入所定員が151人以上160人以下の場合 9単位
- (17) 入所定員が161人以上170人以下の場合 9単位
- (18) 入所定員が171人以上180人以下の場合 8単位
- (19) 入所定員が181人以上190人以下の場合 8単位
- (20) 入所定員が191人以上の場合 8単位

- 7 -

- ロ 指定第二種自閉症児施設の場合
- (1) 入所定員が30人以下の場合 49単位
 - (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合 39単位
 - (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合 29単位
 - (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位
 - (5) 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
 - (6) 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位
 - (7) 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位
 - (8) 入所定員が91人以上100人以下の場合 14単位
 - (9) 入所定員が101人以上110人以下の場合 13単位
 - (10) 入所定員が111人以上120人以下の場合 12単位
 - (11) 入所定員が121人以上130人以下の場合 11単位
 - (12) 入所定員が131人以上140人以下の場合 10単位
 - (13) 入所定員が141人以上150人以下の場合 9単位
 - (14) 入所定員が151人以上160人以下の場合 9単位
 - (15) 入所定員が161人以上170人以下の場合 9単位

- 6 -

- 8 -

- (16) 入所定員が171人以上180人以下の場合 8単位
 - (17) 入所定員が181人以上190人以下の場合 8単位
 - (18) 入所定員が191人以上の場合 8単位
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届けた指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設において、次のいずれかに該当する障害児に対し、指定施設支援を行った場合は、重度知的障害児施設加算として、1日につき1人に掲げる障害児については165単位を、ロに掲げる障害児については198単位を所定単位数に加算する。
- イ 次の(1)、(2)のいずれかに該当する児童であること。
- (1) 知能指数がおおむね35以下と判定された障害児であって、次のいずれかに該当する障害児であること。
- (一) 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるもの。
 - (二) 頻繁なてんかん発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、暴動、その他の問題行為を有し、監護を必要とするもの。
- (2) 音(強度の調律を含む。)若しくはろうあ(強度の難聴を含む。)又は肢体不自由を有する児童であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの。
- ロ イに掲げる障害児であって、次のいずれかに該当するもの。
- (1) 年齢が6歳未満のもの。
 - (2) 重症心身障害児施設を退所後3年未満のもの。
 - (3) 入所後1年未満のもの。
- 5 4に該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。)、知的障害又は精神障害(知的障害を除く。)のうち3以上の障害を有する障害児(以下「重複障害児」という。)である入所児に対して、指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合は、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する障害児に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届けた指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合は、強度行動障害特別支援加算として、1日につき781単位を所定単位数に加算する。

- 7 知的障害児施設給付費の算定において、入所児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。
- 8 当該指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設の1月間の入所による指定施設支援を受けている入所児の利用日数の合計数(以下「実利用延べ日数」という。)が、平成18年9月における当該指定知的障害児施設、指定第二種自閉症児施設の入所定員の数又は平成18年9月1日における当該指定第一種自閉症児施設の措置人員から当該月における法第27条第1項第3号による措置によって入所している児童の数を減じた数に30.4を乗じた数に100分の80を乗じて得た数(以下「加算算定基準数1」という。)を超えない場合は、平成21年3月31日までの間は、1日につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設が、施設給付決定保護者(法第24条の2第1項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。)から当該施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額(指定施設基準第2条第14号に規定する施設利用者負担額をいう。以下同じ。)として、当該加算がなかったものとした場合の施設利用者負担額を超える金額を徴収した場合は、加算しない。
- 算式

$$(\text{加算算定基準数} - \text{実利用延べ日数}) \times \text{当該指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設}$$
- 又は指定第二種自閉症児施設における所定単位数×実利用延べ日数
- 2 入院・外泊時加算
- 指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、入所児が病状若しくは診療所への入院を要した場合は、入院又は入所児に対して外泊を認めた場合は、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。
- イ 6日自まで
- (1) 入所定員が60人以下の場合 320単位
 - (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 288単位
 - (3) 入所定員が91人以上の場合 252単位
- ロ 7日目から12日目まで
- (1) 入所定員が60人以下の場合 160単位
 - (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 144単位
 - (3) 入所定員が91人以上の場合 126単位
- 3 自活訓練加算(1日につき)

イ 自活訓練加算 (I) 337単位
 ロ 自活訓練加算 (II) 448単位

注

1 指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設の管理者の意見に基づき、180日間の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)が認めた入所児に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練(注2及び注3において「自活訓練」という。)を行った場合に、当該入所児1人につき180日間を限度として所定単位数を加算する。

2 イについては、ロ以外の場合に、ロについては、自活訓練を行うための居室を、それ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、それぞれ所定数を加算する。

3 同一の入所者について、同一の施設支給決定期間(法第24条の2第4項に規定する期間をいう。以下同じ。)中1回(さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所児にあっては、2回)を限度として加算する。

4 栄養管理体制加算

イ 栄養管理体制加算 (I)

(1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 24単位
 (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 20単位
 (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 17単位
 (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 15単位
 (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 13単位
 (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 12単位
 (7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 10単位
 (8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 10単位
 (9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 9単位
 (10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 8単位
 (11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 8単位
 (12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 7単位
 (13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 7単位
 (14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 6単位

ロ 栄養管理体制加算 (II)

(15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 6単位
 (16) 入所定員が191人以上の場合 6単位

(1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 22単位
 (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 18単位
 (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
 (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位
 (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 12単位
 (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 11単位
 (7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 10単位
 (8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 9単位
 (9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 8単位
 (10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 7単位
 (11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 7単位
 (12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 6単位
 (13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 6単位

イ 栄養管理体制加算 (III)

(14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 6単位
 (15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 5単位
 (16) 入所定員が191人以上の場合 5単位

(1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 12単位
 (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 10単位
 (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 8単位
 (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 7単位
 (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 7単位
 (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 6単位
 (7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 6単位
 (8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 5単位
 (9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 5単位
 (10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 4単位
 (11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 4単位
 (12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 3単位

- (13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 3単位
- (14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 3単位
- (15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 3単位
- (16) 入所定員が191人以上の場合 3単位

注1 イについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設について、1月につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

- イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 入所児の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに入所児の栄養状態を定期的に記録していること。
- ハ 入所児ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直ししていること。
- ニ ロについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設について、1月につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。
- イ 常勤の栄養士を1名以上配置していること。

- ロ 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。
 - 3 ハについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設について、1月につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。
 - イ 管理栄養士又は栄養士（注1のイ又は注2のイに該当するものを除く。）を1名以上配置していること。
 - ロ 利用者の日常生活の状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。
- 5 入院時特別支援加算
- イ 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに2が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が7日未満の場合 561単位
 - ロ 当該月における入院期間の合計日数が7日以上の場合 1,122単位
- 注 指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な入所児が病院又は診療所（当該指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設の一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定知的

障害児施設又は指定第二種指定知的障害児施設の従業者が、施設支援計画（指定施設支援基準第26条に規定する施設支援計画をいう。以下同じ。）に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回に限り、入院の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

第2 知的障害児通園施設支援

1 知的障害児通園施設給付費（1日につき）

イ 知的障害児又は肢体不自由児に対する指定施設支援を行う場合

- (1) 入所定員が30人以下の場合 634単位
 - (2) 入所定員が31人以上40人以下の場合 581単位
 - (3) 入所定員が41人以上50人以下の場合 526単位
 - (4) 入所定員が51人以上60人以下の場合 475単位
 - (5) 入所定員が61人以上70人以下の場合 456単位
 - (6) 入所定員が71人以上80人以下の場合 437単位
 - (7) 入所定員が81人以上の場合 417単位
- ロ 難聴幼児に対する指定施設支援を行う場合
- (1) 第3の1のハの(1)から(3)までに掲げる単位数

注1 指定知的障害児通園施設（指定施設基準第2条第5号に規定する指定知的障害児通園施設をいう。以下同じ。）において、指定施設支援を行った場合に、障害児の種類及び入所定員に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定知的障害児通園施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 2 幼児である入所児（難聴幼児を除く。）に対して、指定施設支援を行った場合は、幼児加算として、1日につき253単位を所定単位数に加算する。
- 3 知的障害児通園施設給付費の算定において、入所児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

4 当該指定知的障害児通園施設の1月間の指定施設支援を受けている入所児の利用日数の合計数（以下算式において「実利用延べ日数」という。）が、平成18年9月における当該指定知的障害児通園施設の入所定員の数から当該月における児童福祉法第97条第1項第3号による措置によって入所している児童の数を減じた数に22を乗じた数に100分の80を乗じて得た数（以下算式において「加算算定基準数」という。）を超えない場合は、平成21年3月31日までの間は、1日につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定知的障害児通園施設が、施設給付決定保護者から当該施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額として、当該加算がなかったものとした場合の施設利用者負担額を超える金

額を徴収した場合は、加算しない。

算式

(加算算定基準数－実利用延べ日数) ×当該指定知的障害児通園施設における所定単位数÷実

利用延べ日数

2 利用者負担上限額管理加算

150単位

注 当該指定知的障害児通園施設が入所児の施設給付決定保護者から、指定施設支援基準第23条の規定により施設利用者負担額等の管理を依頼され、施設利用者負担額等の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

3 栄養管理体制加算

イ 栄養管理体制加算 (1)

- (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 30単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 21単位
- (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 19単位
- (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 16単位
- (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 15単位

(6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 8単位

(7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 7単位

(8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 6単位

(9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 6単位

(10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 5単位

(11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 5単位

(12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 5単位

(13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 4単位

(14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 4単位

(15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 4単位

(16) 入所定員が191人以上の場合 4単位

注1 イについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児通園施設について、1日につき入所定員に添じた単位数を所定単位数に加算する。

イ 常勤の栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

(7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 13単位

(8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 12単位

(9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 11単位

(10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 10単位

(11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 10単位

(12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 9単位

(13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 8単位

(14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 8単位

(15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 8単位

(16) 入所定員が191人以上の場合 7単位

ロ 栄養管理体制加算 (II)

(1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 16単位

(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 13単位

(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 11単位

(4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 10単位

(5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 9単位

2 ロについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児通園施設について、1日につき入所定員に添じた単位数を所定単位数に加算する。

イ 栄養士(注1のイに該当するものを除く。)を1名以上配置していること。

ロ 利用者の日常生活の状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

4 食事提供体制加算

イ 食事提供体制加算 (1) 42単位

ロ 食事提供体制加算 (II) 58単位

注

1 指定知的障害児通園施設に従事する調理員による食事の提供があること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定知的障害児通園施設の責任において食事の提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児通園施設において、指定施設支援を行った場合は、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 イについては、児童福祉法施行令第27条の11第1項第1号に掲げる者のうち、施設給付決定保護者及び施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者の地方税法(昭和25年法律第236号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第

2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額を合算した額が二万円未満であるもの（以下「中間所得者」という。）の施設給付決定に係る小学校就学前の障害児及び児童福祉法施行令第27条の11第1項第2号から第4号までに掲げる施設給付決定保護者（以下「低所得者等」という。）の施設給付決定に係る障害児（小学校就学前の障害児を除く。）の場合に算定する。

5 家庭連携加算

(1) 所要時間1時間未満の場合

187単位

(2) 所要時間1時間以上の場合

280単位

注 指定施設基準第56条第1項の規定により指定知的障害児通園施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、施設支援計画に基づき、障害児の居室を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合には、1月につき2回に限り、施設支援計画に位置付けられた内容の指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

6 訪問支援特別加算

(1) 所要時間1時間未満の場合

187単位

(2) 所要時間1時間以上の場合

280単位

注 指定知的障害児通園施設において継続して指定施設支援を利用する入所児が、連続して5日間の、当該指定施設支援の利用がなかった場合において、指定知的障害児通園施設の従業者が、施設支援計画に基づき、あらかじめ当該入所児及び施設給付決定保護者の同意を得て、当該入所児の居室を訪問して当該指定知的障害児通園施設における指定施設支援に係る相談援助等を行った場合には、1月につき2回に限り、施設支援計画に位置付けられた内容の指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

第3 盲ろうあ児施設支援

1 盲ろうあ児施設給付費（1日につき）

イ 指定盲児施設の場合

(1) 入所定員が5人の場合

(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき

534単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

606単位

(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合

(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき

422単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

606単位

(3) 入所定員が10人の場合

(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき

422単位

(二) 当該施設が主たる施設であるとき

1,250単位

(三) 当該施設が単独施設であるとき

606単位

(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合

(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき

378単位

(二) 当該施設が主たる施設であるとき

930単位

(三) 当該施設が単独施設であるとき

606単位

(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合

(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき

363単位

(二) 当該施設が主たる施設であるとき

777単位

(三) 当該施設が単独施設であるとき

606単位

(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合

(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき

351単位

(二) 当該施設が主たる施設であるとき

720単位

(三) 当該施設が単独施設であるとき

606単位

(7) 入所定員が26人以上30人以下の場合

(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき

333単位

(二) 当該施設が主たる施設であるとき

606単位

(三) 当該施設が単独施設であるとき

606単位

(8) 入所定員が31人以上40人以下の場合

(一) 当該施設が主たる施設であるとき

543単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

543単位

(9) 入所定員が41人以上50人以下の場合

(一) 当該施設が主たる施設であるとき

480単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

480単位

(10) 入所定員が51人以上60人以下の場合

(一) 当該施設が主たる施設であるとき

466単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

466単位

(11) 入所定員が61人以上70人以下の場合

(一) 当該施設が主たる施設であるとき

451単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

451単位

(12) 入所定員が71人以上80人以下の場合

(一) 当該施設が主たる施設であるとき

436単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

436単位

(13) 入所定員が81人以上90人以下の場合

(一) 当該施設が主たる施設であるとき

421単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

421単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

421単位

(三) 当該施設が単独施設であるとき

602単位

(14) 入所定員が91人以上の場合

(一) 当該施設が主たる施設であるとき

405単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

405単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

405単位

(三) 当該施設が単独施設であるとき

405単位

ロ 指定するお見舞施設の場合

(1) 入所定員が5人の場合

(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき

534単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

602単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

602単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

463単位

(2) 入所定員が6人以上9人以下の場合

(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき

442単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

449単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

602単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

449単位

(3) 入所定員が10人の場合

(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき

442単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

434単位

(二) 当該施設が主たる施設であるとき

1,240単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

434単位

(三) 当該施設が単独施設であるとき

602単位

(13) 入所定員が81人以上90人以下の場合

419単位

(4) 入所定員が11人以上15人以下の場合

(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき

379単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

419単位

(二) 当該施設が主たる施設であるとき

923単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

404単位

(三) 当該施設が単独施設であるとき

602単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

404単位

(5) 入所定員が16人以上20人以下の場合

(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき

366単位

(二) 当該施設が単独施設であるとき

366単位

(二) 当該施設が主たる施設であるとき

775単位

(一) 入所定員が30人以下の場合

975単位

(三) 当該施設が単独施設であるとき

602単位

(二) 入所定員が31人以上40人以下の場合

896単位

(6) 入所定員が21人以上25人以下の場合

(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき

348単位

(三) 入所定員が41人以上の場合

817単位

(二) 当該施設が主たる施設であるとき

675単位

(一) 知的障害児又は肢体不自由児に対する指定施設支援を行う場合

817単位

(三) 当該施設が単独施設であるとき

602単位

(一) 第2の1のイの(1)から(7)までに掲げる単位数

注1 指定盲児施設（指定施設支援基準第2条第6号のイに規定する指定盲児施設をいう。以下同じ。）や、指定ろうあ児施設（指定施設支援基準第2条第6号のロに規定する指定ろうあ児施設をいう。以下同じ。）又は指定難聴幼児通園施設（指定施設支援基準第2条第6号のハに規定する指定難聴幼児通園施設をいう。以下同じ。）において、指定施設支援を行った場合に、障害児の種別及び入所定員に及び、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定盲児施設、指定ろうあ児施設又は難聴幼児通園施設の場合は、所定単位数の1000分の966に相当する単位数を算定する。

2 指定施設基準に定める員数に加え、児童指導員又は保育士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、指定施設支援を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 入所定員が5人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 344単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
- ロ 入所定員が6人以上10人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 172単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 57単位

- ハ 入所定員が11人以上15人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 114単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
 - ニ 入所定員が16人以上20人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 86単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
 - ホ 入所定員が21人以上25人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 68単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
 - ヘ 入所定員が26人以上30人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 57単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 57単位
 - ト 入所定員が31人以上35人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 45単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 45単位
- 3 指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、幼児である入所児に対して、指定施設支援

を行った場合或いは指定難聴幼児通園施設において、幼児である入所児（知的障害児又は肢体不自由児に限る。）に対して、指定施設支援を行った場合は、幼児加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 指定盲児施設又は指定ろうあ児施設 78単位
- ロ 指定難聴幼児通園施設（知的障害児又は肢体不自由児に対して指定施設支援を行う場合に限る。） 253単位

4 指定施設基準に定める員数の従事者に加え、職業指導員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、指定施設支援を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- イ 入所定員が5人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 296単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
- ロ 入所定員が6人以上10人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 148単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
- ハ 入所定員が11人以上15人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 98単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
- ニ 入所定員が16人以上20人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 73単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
- ホ 入所定員が21人以上25人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 59単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
- ヘ 入所定員が26人以上30人以下の場合
 - (1) 当該施設に併設する施設があるとき 49単位
 - (2) 当該施設が単独施設であるとき 49単位
- ト 入所定員が31人以上40人以下の場合
 - 入所定員が31人以上40人以下の場合 39単位
- チ 入所定員が41人以上50人以下の場合
 - 入所定員が41人以上50人以下の場合 29単位
- リ 入所定員が51人以上60人以下の場合
 - 入所定員が51人以上60人以下の場合 26単位
- ヌ 入所定員が61人以上70人以下の場合
 - 入所定員が61人以上70人以下の場合 23単位
- ル 入所定員が71人以上80人以下の場合
 - 入所定員が71人以上80人以下の場合 20単位

- ア 入所定員が81人以上90人以下の場合 17単位
 - イ 入所定員が91人以上100人以下の場合 14単位
 - ロ 入所定員が101人以上110人以下の場合 13単位
 - ハ 入所定員が111人以上120人以下の場合 12単位
 - ニ 入所定員が121人以上130人以下の場合 11単位
 - ヒ 入所定員が131人以上140人以下の場合 10単位
 - ヘ 入所定員が141人以上150人以下の場合 9単位
 - セ 入所定員が151人以上160人以下の場合 9単位
 - ソ 入所定員が161人以上170人以下の場合 9単位
 - タ 入所定員が171人以上180人以下の場合 8単位
 - チ 入所定員が181人以上190人以下の場合 8単位
 - ツ 入所定員が191人以上の場合 8単位
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設、指定ろうあ児施設において、次のいずれかに該当する障害児に対し、指定施設支援を行った場合は、重度盲ろうあ児支援加算として、1日につきイ又はロに掲げる単位数を、施設種別に応じ、それぞれ所定単位数に加算する。

- イ 次の(1)、(2)のいずれかに該当する盲児（強度の弱視を含む。）又はろうあ児（強度の難聴を含む。）であること。
- (1) 知的障害を有するために盲児施設又はろうあ児施設において、特別の保護指導を行わなければならない社会適応能力の向上が困難と認められるもの。
 - (2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの。
- (一) 指定盲児施設の場合 158単位
 - (二) 指定ろうあ施設の場合 143単位
- ロ イに掲げる障害児のうち、知能指数が35以下と判定されたもので、入所後1年未満のもの。
- (一) 指定盲児施設の場合 189単位
 - (二) 指定ろうあ施設の場合 171単位
- 6 イに該当する障害児であって、重複障害児である入所児に対して、指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、指定施設支援を行った場合は、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。
- 7 盲ろうあ児施設給付費の算定において、入所児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

- 8 当該指定盲児施設、指定ろうあ児施設の1月間の入所による指定施設支援を受けている入所児の利用日数の合計数又は指定難聴幼児通園施設、指定ろうあ児施設又は指定難聴幼児通園施設の利用日数の合計数（以下において「実利用延べ日数」という。）が、平成18年9月における当該指定盲児施設、指定ろうあ児施設の入所定員又は指定難聴幼児通園施設、指定ろうあ児施設の入所定員又は指定難聴幼児通園施設に於ける児童の数を減じた数に指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において指定施設支援を行う場合には22を乗じた数に100分の80を乗じて得た数（以下において「加算算定基準数」という。）を超えない場合は、平成21年3月31日までの間は、1日につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定盲児施設、指定ろうあ児施設又は指定難聴幼児通園施設が、施設給付決定保護者から当該施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額として、当該加算がなかったものとした場合の施設利用者負担額を超える金額を徴収した場合は、加算しない。
- 算式

$$(\text{加算算定基準数} - \text{実利用延べ日数}) \times \text{当該指定盲児施設、指定ろうあ児施設又は指定難聴幼児通園施設における所定単位数} + \text{実利用延べ日数}$$

- 2 入院 外泊時加算
- 指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、入所児が病院若しくは診療所への入院を要した場合は、指定盲児施設又は指定ろうあ児施設に代えて1日につき次に掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定盲児施設又は指定ろうあ児施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。
- イ 6日目まで
 - (1) 入所定員が60人以下の場合 320単位
 - (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 288単位
 - (3) 入所定員が91人以上の場合 252単位
 - ロ 7日目から12日目まで
 - (1) 入所定員が60人以下の場合 160単位
 - (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 144単位
 - (3) 入所定員が91人以上の場合 126単位
- 3 利用者負担上限額管理加算
- 注 当該指定難聴幼児通園施設が通所による入所児の施設給付決定保護者から指定施設支援基準

第23条の規定により施設利用者負担額の管理を依頼され、施設利用者負担額等の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

4 栄養管理体制加算

イ 指定盲児施設又は指定ろうあ児施設

(1) 栄養管理体制加算 (I)

- (一) 入所定員が41人以上50人以下の場合 24単位
- (二) 入所定員が51人以上60人以下の場合 20単位
- (三) 入所定員が61人以上70人以下の場合 17単位
- (四) 入所定員が71人以上80人以下の場合 15単位
- (五) 入所定員が81人以上90人以下の場合 13単位
- (六) 入所定員が91人以上100人以下の場合 12単位
- (七) 入所定員が101人以上110人以下の場合 10単位
- (八) 入所定員が111人以上120人以下の場合 10単位
- (九) 入所定員が121人以上130人以下の場合 9単位
- (十) 入所定員が131人以上140人以下の場合 8単位
- (十一) 入所定員が141人以上150人以下の場合 8単位

- (十二) 入所定員が151人以上160人以下の場合 7単位
 - (十三) 入所定員が161人以上170人以下の場合 7単位
 - (十四) 入所定員が171人以上180人以下の場合 6単位
 - (十五) 入所定員が181人以上190人以下の場合 6単位
 - (十六) 入所定員が191人以上の場合 6単位
- (2) 栄養管理体制加算 (II)
- (一) 入所定員が41人以上50人以下の場合 22単位
 - (二) 入所定員が51人以上60人以下の場合 18単位
 - (三) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
 - (四) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位
 - (五) 入所定員が81人以上90人以下の場合 12単位
 - (六) 入所定員が91人以上100人以下の場合 11単位
 - (七) 入所定員が101人以上110人以下の場合 10単位
 - (八) 入所定員が111人以上120人以下の場合 9単位
 - (九) 入所定員が121人以上130人以下の場合 8単位
 - (十) 入所定員が131人以上140人以下の場合 7単位

- (十一) 入所定員が141人以上150人以下の場合 7単位
- (十二) 入所定員が151人以上160人以下の場合 6単位
- (十三) 入所定員が161人以上170人以下の場合 6単位
- (十四) 入所定員が171人以上180人以下の場合 6単位
- (十五) 入所定員が181人以上190人以下の場合 5単位
- (十六) 入所定員が191人以上の場合 5単位

(2) 栄養管理体制加算 (III)

- (一) 入所定員が41人以上50人以下の場合 12単位
- (二) 入所定員が51人以上60人以下の場合 10単位
- (三) 入所定員が61人以上70人以下の場合 8単位
- (四) 入所定員が71人以上80人以下の場合 7単位
- (五) 入所定員が81人以上90人以下の場合 6単位
- (六) 入所定員が91人以上100人以下の場合 6単位
- (七) 入所定員が101人以上110人以下の場合 6単位
- (八) 入所定員が111人以上120人以下の場合 5単位
- (九) 入所定員が121人以上130人以下の場合 5単位
- (十) 入所定員が131人以上140人以下の場合 4単位
- (十一) 入所定員が141人以上150人以下の場合 4単位
- (十二) 入所定員が151人以上160人以下の場合 4単位
- (十三) 入所定員が161人以上170人以下の場合 3単位
- (十四) 入所定員が171人以上180人以下の場合 3単位
- (十五) 入所定員が181人以上190人以下の場合 3単位
- (十六) 入所定員が191人以上の場合 3単位

ロ 指定難聴幼児通園施設

(1) 栄養管理体制加算 (I)

- (一) 入所定員が41人以上50人以下の場合 30単位
- (二) 入所定員が51人以上60人以下の場合 25単位
- (三) 入所定員が61人以上70人以下の場合 21単位
- (四) 入所定員が71人以上80人以下の場合 19単位
- (五) 入所定員が81人以上90人以下の場合 16単位
- (六) 入所定員が91人以上100人以下の場合 15単位
- (七) 入所定員が101人以上110人以下の場合 13単位

- (N) 入所定員が111人以上120人以下の場合 12単位
 - (M) 入所定員が121人以上130人以下の場合 11単位
 - (L) 入所定員が131人以上140人以下の場合 10単位
 - (K) 入所定員が141人以上150人以下の場合 10単位
 - (J) 入所定員が151人以上160人以下の場合 9単位
 - (I) 入所定員が161人以上170人以下の場合 8単位
 - (H) 入所定員が171人以上180人以下の場合 8単位
 - (G) 入所定員が181人以上190人以下の場合 8単位
 - (F) 入所定員が191人以上の場合 7単位
- ② 栄養管理体制加算 (H)
- (一) 入所定員が41人以上50人以下の場合 16単位
 - (二) 入所定員が51人以上60人以下の場合 13単位
 - (三) 入所定員が61人以上70人以下の場合 11単位
 - (四) 入所定員が71人以上80人以下の場合 10単位
 - (五) 入所定員が81人以上90人以下の場合 9単位
 - (六) 入所定員が91人以上100人以下の場合 8単位

- (D) 入所定員が101人以上110人以下の場合 7単位
 - (C) 入所定員が111人以上120人以下の場合 6単位
 - (B) 入所定員が121人以上130人以下の場合 6単位
 - (A) 入所定員が131人以上140人以下の場合 5単位
 - (一) 入所定員が141人以上150人以下の場合 5単位
 - (二) 入所定員が151人以上160人以下の場合 5単位
 - (三) 入所定員が161人以上170人以下の場合 4単位
 - (四) 入所定員が171人以上180人以下の場合 4単位
 - (五) 入所定員が181人以上190人以下の場合 4単位
 - (六) 入所定員が191人以上の場合 4単位
- 注 1 イ(ロ)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設又は指定ろうあ児施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。
- イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
 - ロ 入所児童の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所児童の栄養状態を定期的に記録していること。

ハ 入所児童ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直ししていること。

2 イ(ロ)及びロ(ロ)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設、指定ろうあ児施設又は指定難聴幼児通園施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

イ 常勤の栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

3 イ(ロ)及びロ(ロ)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設、指定ろうあ児施設又は指定難聴幼児通園施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

イ 管理栄養士又は栄養士(注1のイ又は注2のイに該当するものを除く。)を1名以上配置していること。

ロ 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

5 食事提供体制加算

- イ 食事提供体制加算 (I) 42単位
- ロ 食事提供体制加算 (II) 58単位

注

1 指定難聴幼児通園施設に従事する調理員による食事の提供があること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定難聴幼児通園施設の責任において食事の提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た指定難聴幼児通園施設において、指定施設支援を行った場合は、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 イについては、施設給付決定に係る小学校就学前の障害児及び低所得者等施設給付決定に係る障害児(小学校就学前の障害児を除く。)の場合に算定する。

3 ロについては、低所得者等の施設給付決定に係る小学校就学前の障害児の場合に算定する。

6 入院時特別支援加算

イ 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日並びに2が算定される期間を除く。ロ及びロ注において同じ。)の日数の合計が7日未満の場合 561単位

ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122単位

注 指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な入所児が病院又は診療所(当該指定盲児施設又は指定ろうあ児施設の同一敷地内に併設

する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定盲児施設又は指定ろうあ児施設
 の従業者が、施設支援計画(指定施設支援基準第26条に規定する施設支援計画をいう。以下こ
 の第1から第3までと同じ。)に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所
 との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回に限
 り、入院の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

7 家庭連携加算

- (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定施設支援基準第67条第1項の規定により指定難聴幼児通園施設に置くべき従業者のいずれか
 の職種の者が、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、施設支援計画に基づき、障害児
 の居室を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合には、1月につき2
 回に限り、施設支援計画に位置付けられた内容の指定施設支援を行うのに要する標準的な時間
 で所定単位数を加算する。

8 訪問支援特別加算

- (1) 所要時間1時間未満の場合 187単位
- (2) 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定難聴幼児通園施設において継続して指定施設支援を受けた入所児が、最後に指定施設支
 援を受けた日の翌日から5日の間、指定施設支援その他の福祉サービスの利用がなかった場合
 において、指定難聴幼児通園施設の従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ当該入所児
 の施設給付決定保護者の同意を得て、当該入所児の居室を訪問して当該指定難聴幼児通園施設
 における指定施設支援に係る相談援助等を行った場合には、1月につき2回に限り、個別支援
 計画に位置付けられた内容の指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算
 する。

第4 肢体不自由児施設支援

- 1. 肢体不自由児施設給付費(1日につき)
 - イ 指定肢体不自由児施設入所部の場合 136単位
 - ロ 指定医療機関の場合 111単位
- ハ 指定肢体不自由児療護施設の場合
 - (1) 入所定員が50人以下の場合 699単位
 - (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 690単位
 - (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 678単位
 - (4) 入所定員が71人以上の場合 665単位

二 指定肢体不自由児施設通園部の場合 303単位

- (1) 肢体不自由児に対する指定施設支援を行う場合
- (2) 知的障害児に対する指定施設支援を行う場合
 - (一) 第2の1のイの(1)から(7)までに掲げる単位
 - (二) 難聴幼児に対する指定施設支援を行う場合
- (3) 難聴幼児に対する指定施設支援を行う場合
 - (一) 第3の1のイの(1)から(3)までに掲げる単位

注1 指定肢体不自由児施設入所部(指定施設支援基準第2条第7号に規定する指定肢体不自由児施
 設に係る入所による指定施設支援を行う部門をいう。以下同じ。)、指定医療機関(国立高度専
 門医療センター若しくは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣が
 指定するものをいう。以下同じ。)、肢体不自由児療護施設(指定施設支援基準第2条第9号に
 規定する指定肢体不自由児療護施設をいう。以下同じ。)又は指定肢体不自由児施設通園部(指
 定施設支援基準第2条第7号に規定する指定肢体不自由児施設のうち通所による指定施設支援を
 行う部門及び指定施設支援基準第2条第8号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。以下同じ。
)において、指定施設支援を行った場合に、入所定員に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。
 ただし、地方公共団体が設置する指定肢体不自由児施設入所部、指定肢体不自由児療護施設又は
 指定肢体不自由児施設通園部の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 乳幼児加算

注 指定肢体不自由児施設入所部又は指定医療機関において、乳幼児である入所児に対して、指
 定施設支援を行った場合は、乳幼児加算として、1日につき70単位を所定単位数に加算する。

3 指定肢体不自由児施設通園部において、幼児である知的障害を有する障害児に対して、指定施
 設支援を行った場合は、幼児加算として1日につき253単位を所定単位数に加算する。

4 指定医療機関又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届
 け出た指定肢体不自由児施設入所部及び指定肢体不自由児療護施設において、次の(1)又は(2)の
 いずれかに該当する障害児に対し、指定施設支援を行った場合は、重度肢体不自由児支援加算と
 して、1日につき198単位を所定単位数に加算する。

- (1) 各種補装具を用いても身体の移動が困難なもの。
- (2) 機能障害が重度であつて、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大
 部分に介助を必要とするもの。

5 4に該当する障害児であつて重度障害児である入所児に対して、指定肢体不自由児施設入所部
 、指定医療機関又は指定肢体不自由児療護施設において、指定施設支援を行った場合は、重度重
 複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。

6 肢体不自由児施設給付費の算定において、入所児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当

する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

- 7 当該指定肢体不自由児施設入所部、指定医療機関、指定肢体不自由児療養施設の1月間の入所による指定施設支援を受けている入所児の利用日数の合計数又は指定肢体不自由児施設通園部による指定施設支援を受けている入所児の利用日数の合計数(以下において「実利用延べ日数」という。)が、平成18年9月における当該指定肢体不自由児療養施設の入所定員又は平成18年9月1日における当該指定肢体不自由児施設入所部、指定医療機関、指定肢体不自由児施設通園部の措置人員の数から当該月における児童福祉法第27条第1項第3号による措置又は法同条第2項による入院委託によって入所している児童の数を減じた数に指定肢体不自由児施設入所部、指定医療機関又は指定肢体不自由児療養施設において指定施設支援を行う場合には22を乗じた数に100分の4を、指定肢体不自由児施設通園部において指定施設支援を行う場合には22を乗じた数に100分の80を乗じて得た数(以下において「加算算定基準数」という。)を超えない場合は、平成21年3月31日までの間は、1日につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定肢体不自由児施設入所部、指定医療機関、指定肢体不自由児療養施設又は指定肢体不自由児施設通園部が、施設給付決定保護者から当該施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額として、当該加算がなかったものとした場合の施設利用者負担額を超える金額を徴収した場合は、加算しない。

- 53 -

算式

(加算算定基準数×実利用延べ日数)×当該指定肢体不自由児施設入所部、指定医療機関、指定肢体不自由児療養施設又は指定肢体不自由児施設通園部における所定単位数÷実利用延べ日数

2 入院・外泊時加算

指定肢体不自由児療養施設において、入所児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所児に対して外泊を認めた場合は、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定肢体不自由児療養施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

- イ 入院又は外泊により報酬を算定されない日が1日目から6日目までの期間
- (1) 入所定員が60人以下の場合 320単位
 - (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 288単位
 - (3) 入所定員が91人以上の場合 252単位
- ロ 入院又は外泊により報酬を算定されない日が7日目から12日目までの期間
- (1) 入所定員が60人以下の場合 160単位

- 54 -

- (2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 144単位
 - (3) 入所定員が91人以上の場合 126単位
- 3 利用者負担上限額管理加算
- 注 当該指定肢体不自由児施設通園部が通所による入所児の施設給付決定保護者から指定施設支援基準第23条の規定により施設利用者負担額等の管理を依頼され、施設利用者負担額等の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

4 栄養管理体制加算

- イ 栄養管理体制加算(Ⅰ)
- (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 24単位
 - (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 20単位
 - (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 17単位
 - (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 15単位
 - (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 13単位
 - (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 12単位
 - (7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 10単位
 - (8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 10単位

- 55 -

- (9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 9単位
 - (10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 8単位
 - (11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 8単位
 - (12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 7単位
 - (13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 7単位
 - (14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 6単位
 - (15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 6単位
 - (16) 入所定員が191人以上の場合 6単位
- ロ 栄養管理体制加算(Ⅱ)

- (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 22単位
- (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 18単位
- (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 15単位
- (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 13単位
- (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 12単位
- (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 11単位
- (7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 10単位

- 56 -

- (8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 9単位
 - (9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 8単位
 - (10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 7単位
 - (11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 7単位
 - (12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 6単位
 - (13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 6単位
 - (14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 6単位
 - (15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 5単位
 - (16) 入所定員が191人以上の場合 5単位
- ハ 栄養管理体制加算 (Ⅲ)
- (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合 12単位
 - (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合 10単位
 - (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合 8単位
 - (4) 入所定員が71人以上80人以下の場合 7単位
 - (5) 入所定員が81人以上90人以下の場合 6単位
 - (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合 6単位

- (7) 入所定員が101人以上110人以下の場合 5単位
 - (8) 入所定員が111人以上120人以下の場合 5単位
 - (9) 入所定員が121人以上130人以下の場合 4単位
 - (10) 入所定員が131人以上140人以下の場合 4単位
 - (11) 入所定員が141人以上150人以下の場合 4単位
 - (12) 入所定員が151人以上160人以下の場合 3単位
 - (13) 入所定員が161人以上170人以下の場合 3単位
 - (14) 入所定員が171人以上180人以下の場合 3単位
 - (15) 入所定員が181人以上190人以下の場合 3単位
 - (16) 入所定員が191人以上の場合 3単位
- 注1 イについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定肢体不自由児療護施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。
- イ 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 入所児童の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っていることととも、入所児童の栄養状態を定期的に記録していること。

ハ 入所児童ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直ししていること。

- 2 ロについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定肢体不自由児療護施設及び指定肢体不自由児施設通園部について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。
 - イ 常勤の栄養士を1名以上配置していること。
 - ロ 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。
 - 3 ハについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定肢体不自由児療護施設及び指定肢体不自由児施設通園部について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。
 - イ 管理栄養士又は栄養士 (注1のイ又は注2のイに該当するものを除く。) を1名以上配置していること。
 - ロ 利用者の日常生活の状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。
- 5 食事提供体制加算

- イ 食事提供体制加算 (1) 42単位
 - ロ 食事提供体制加算 (Ⅱ) 58単位
- 注
- 1 指定肢体不自由児施設通園部に従事する調理員による食事の提供があること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定肢体不自由児施設通園部の責任において食事の提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た指定肢体不自由児施設通園部において、指定施設支援を行った場合は、平成21年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。
 - 2 イについては、施設給付決定に係る小学校就学前の障害児及び低所得者等施設給付決定に係る障害児 (小学校就学前の障害児を除く。) の場合に算定する。
 - 3 ロについては、低所得者等の施設給付決定に係る小学校就学前の障害児の場合に算定する。
- 6 入院時特別支援加算
- イ 当該月における入院期間 (入院の初日及び最終日並びに2が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。) の日数の合計が7日未満の場合 561単位
 - ロ 当該月における入院期間の合計日数が7日以上の場合 1,122単位
- 注 指定肢体不自由児療護施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な入

所児が病院又は診療所（当該指定不自由児療護施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定不自由児療護施設の従業者が、施設支援計画（指定施設支援基準第26条に規定する施設支援計画をいう。以下この第1から第3までに同じ。）に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回に限り、入院の日数の合計に並び、所定単位数を算定する。

7 家庭連携加算

(1) 所要時間1時間未満の場合

187単位

(2) 所要時間1時間以上の場合

280単位

注 指定施設支援基準第76条第1項又は指定施設支援基準第76条第1項の規定により指定不自由児施設通園部に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、施設支援計画に基づき、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合には、1月につき2回に限り、施設支援計画に位置付けられた内容の指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

8 訪問支援特別加算

(1) 所要時間1時間未満の場合

187単位

(2) 所要時間1時間以上の場合

280単位

注 指定不自由児施設通園部において継続して指定施設支援を受けた入所児が、最後に指定施設支援を受けた日の翌日から5日の間、指定施設支援その他の福祉サービスの利用がなかった場合において、指定不自由児施設通園部の従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ当該入所児の施設給付決定保護者の同意を得て、当該入所児の居宅を訪問して当該指定不自由児施設通園部における指定施設支援に係る相談援助等を行った場合には、1月につき2回に限り、個別支援計画に位置付けられた内容の指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

第5 重症心身障害児施設支援

1 重症心身障害児施設給付費（1日につき）

862単位

注1 指定重症心身障害児施設（指定施設支援基準第2条第10号に規定する指定重症心身障害児施設をいう。以下同じ。）又は指定医療機関（以下「指定重症心身障害児施設等」という。）において、指定施設支援を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定重症心身障害児施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 重症心身障害児施設給付費の算定において、入所児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

3 当該指定重症心身障害児施設又は指定医療機関の1月間の入所による指定施設支援を受けている入所児の利用日数の合計数（以下算式において「実利用延べ日数」という。）が、平成18年9月1日における当該指定重症心身障害児施設等の措置人員の数から当該月における法第27条第1項第3号による措置又は同条第2項による入院委託によって入所している児童の数を減じた数に30.4を乗じた数に100分の80を乗じて得た数（以下算式において「加算定基準数」という。）を超えない場合は、平成21年3月31日までの間は、1日につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定重症心身障害児施設等が、施設給付決定保護者から当該施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額として、当該加算がなかったものとした場合の施設利用者負担額を超える金額を徴収した場合は、加算しない。

算式

$$(\text{加算定基準数} - \text{実利用延べ日数}) \times \text{当該指定重症心身障害児施設及び指定医療機関における所定単位数} + \text{実利用延べ日数}$$